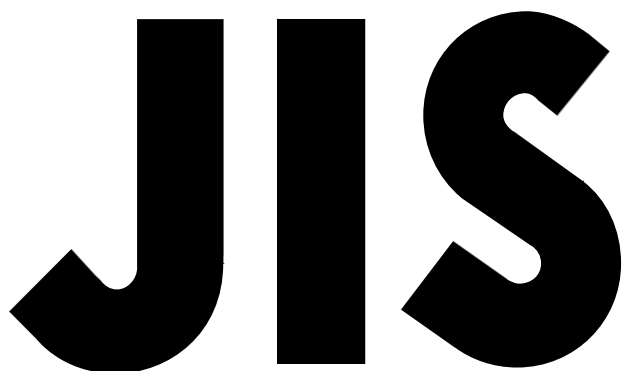




石油製品－成分試験方法
第 3 部：ガスクロマトグラフによる
芳香族の求め方

JIS K 2536-3 : 2003

(PAJ)

(2007 確認)

平成 15 年 6 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 化学製品技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	宮 入 裕 夫	東京医科歯科大学
(委員)	大 久 泰 照	昭和シェル石油株式会社
	奥 山 通 夫	社団法人日本ゴム協会
	笠 野 英 秋	拓殖大学
	加 茂 徹	独立行政法人産業技術総合研究所
	木 原 幸 弘	社団法人日本化学工業協会
	桐 村 勝 也	社団法人日本塗料工業会
	高 野 忠 夫	財団法人化学技術戦略推進機構
	高 橋 信 弘	東京農工大学
	西 川 輝 彦	石油連盟
	西 本 右 子	神奈川大学
	古 川 哲 夫	財団法人日本消費者協会
	堀 友 繁	財団法人バイオインダストリー協会
	槇 宏	日本プラスチック工業連盟

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 15.6.20

官 報 公 示：平成 15.6.20

原 案 作 成 者：石油連盟

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 9-4 経団連会館 TEL 03-3279-3811)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長代理 二瓶 好正)

審議専門委員会：化学製品技術専門委員会 (委員長 宮入 裕夫)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 標準課産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、石油連盟(PAJ)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS K 2536 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS K 2536-1 石油製品－成分試験方法 第 1 部：蛍光指示薬吸着法

JIS K 2536-2 石油製品－成分試験方法 第 2 部：ガスクロマトグラフによる全成分の求め方

JIS K 2536-3 石油製品－成分試験方法 第 3 部：ガスクロマトグラフによる芳香族の求め方

JIS K 2536-4 石油製品－成分試験方法 第 4 部：タンデム式ガスクロマトグラフによる成分の求め方

JIS K 2536-5 石油製品－成分試験方法 第 5 部：ガスクロマトグラフによる酸素化合物の求め方

JIS K 2536-6 石油製品－成分試験方法 第 6 部：酸素検出式ガスクロマトグラフによる酸素分・酸素化合物の求め方

目 次

	ページ
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	2
3. 定義	3
4. 試験の原理	3
5. 試験器及び器具	3
5.1 ガスクロマトグラフ	3
5.2 マイクロシリンジ	3
6. 試薬	4
7. 試験の準備	4
7.1 ガスクロマトグラフの調整	4
7.2 試験条件の設定	4
7.3 質量相対感度の測定	7
8. 試料の採取方法及び調製方法	8
9. 試験の手順	8
9.1 試料の直接測定	8
9.2 内標準添加試料の測定	8
10. 計算方法及び精度	12
10.1 計算方法	12
10.2 精度	13
11. 試験結果の報告	14
解 説	15

石油製品－成分試験方法

第 3 部：ガスクロマトグラフによる芳香族の求め方

Liquid petroleum products—Testing method of components

Part 3: Determination of aromatic components by gas chromatography

1. 適用範囲 この規格は、JIS K 2254 に規定する常圧法蒸留試験方法による終点が 220 °C 以下の石油製品中のベンゼン、トルエン、キシレン及び芳香族をガスクロマトグラフ法で定量する方法について規定する。

- 備考1. この規格による定量範囲はベンゼン、トルエン、キシレン及び芳香族それぞれ 0.1 質量%（容量%）以上である。
2. この規格の TCEP カラムを使用し、表 3 の試験条件によって、芳香族炭化水素以外にメタノール、メチルターシャリーブチルエーテル（以下、MTBE という。）及び灯油分が測定できる。
 3. この規格によって得られたベンゼン、トルエン、キシレン、芳香族、メタノール、MTBE 及び灯油分の試験結果に疑義が生じた場合は JIS K 2536-2 によって試験しなければならない。
 4. この規格は、危険な試薬、操作及び試験器を用いることがあるが、安全な使用方法をすべてにわたって規定しているわけではないので、この試験方法の使用者は、試験に先立って、適切な安全及び健康上の禁止事項を決めておかなければならない。

参考 この規格群には、参考表 1 に示す試験方法がある。